飯綱町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和5年1月1日）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 10,534	千円 8,505,116	千円 544,595	千円 1,380,076	% 16.23	% 16.62

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末･勤勉手当	給与費 計　B	(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
4年度	人 127	千円 438,632	千円 71,602	千円 165,720	千円 675,954	千円 5,322	千円 5,461

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（３）ラスパイレス指数の状況

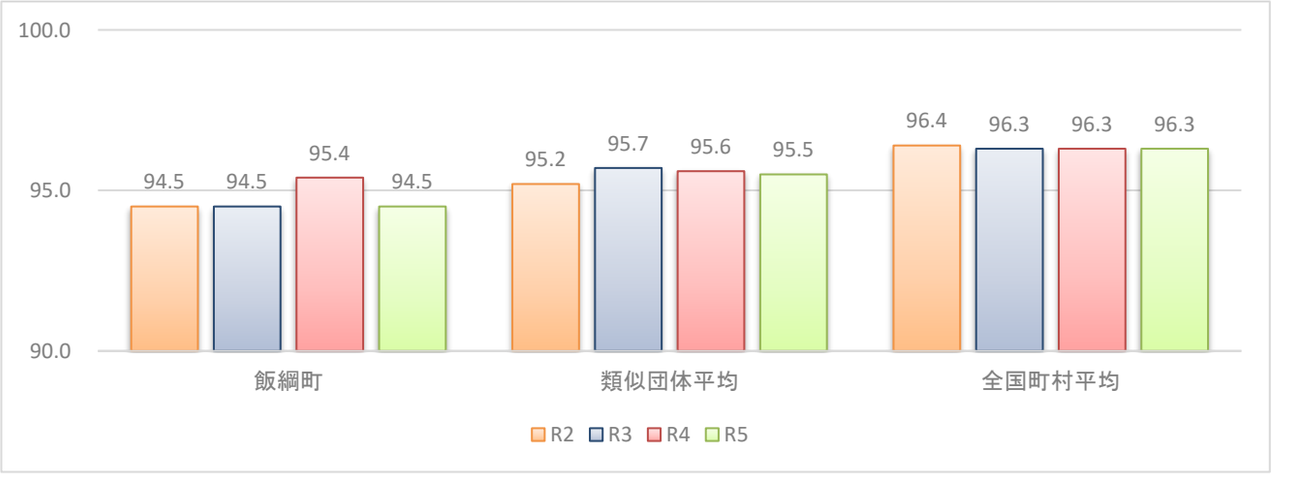

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

（４）給与改定の状況

飯綱町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定を行っています。

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	円 ―	円 ―	―	% ―	% ―	% ―

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	月 ―	月 ―	月 ―	月 ―	月 ―	月 ―

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し　　実施

（給料表の改定実施時期）　　平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。1級及び２級の初任給に係る

号俸の引下げはなし。

３級以上の高位号俸は５０歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大４％引下げ。

激変緩和のため、３年間(平成３０年３月３１日まで)経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については

②地域手当の見直し　　飯綱町　該当なし

③その他の見直し内容　管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成２７年４月１日実施)

（６）特記事項

なし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
飯綱町	45.0　歳	320,749　円	367,263　円	348,972　円
長野県	45.0　歳	328,465　円	395,342　円	361,580　円
国	42.4　歳	322,487　円	－　円	404,015　円
類似団体	41.6　歳	301,834　円	353,660　円	327,274　円

②技能労務職

区　分	公務員					民　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
飯綱町	－　歳	－　人	－　円	－　円	－　円	－	－	－	－
うち学校調理員	－　歳	－　人	－　円	－　円	－　円	－	－	－	－
うち用務員	－　歳	－　人	－　円	－　円	－　円	－	－	－	－
長野県	57.1　歳	3　人	316,900　円	329,267　円	329,262　円	－	－	－	－
国	51.2　歳	1,941　人	286,942　円	－　円	329,178　円	－	－	－	－
類似団体	51.1　歳	6　人	278,791　円	302,336　円	290,864　円	－	－	－	－

区　分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
飯綱町	－　歳	－　人	－　円
うち学校調理員	－　歳	－　人	－　円
うち用務員	－　歳	－　人	－　円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C)」及び「民間（D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区　分		飯綱町	長野県	国
一般行政職	大学卒	196,200　円	206,800　円	196,200　円
	高校卒	166,600　円	174,600　円	166,600　円
技能労務職	高校卒	円	170,300　円	－
	中学卒	円	円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	245,389 円	280,400 円	342,550 円	372,108 円
	高 校 卒	213,100 円	314,600 円	271,200 円	366,186 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事補及び主事の職務	17 人	15.6 %	円 162,100	円 249,400
2　級	主任の職務	17 人	15.6 %	円 208,000	円 305,200
3　級	主査の職務	17 人	15.6 %	円 240,900	円 351,000
4　級	係長及び室長の職務 担当係長及び主幹の職務	41 人	37.6 %	円 271,600	円 382,000
5　級	課長補佐の職務 副参事の職務	9 人	8.3 %	円 295,400	円 394,000
6　級	課長の職務 会計管理者の職務 参事の職務	8 人	7.3 %	円 323,100	円 411,300

（注）１　飯綱町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

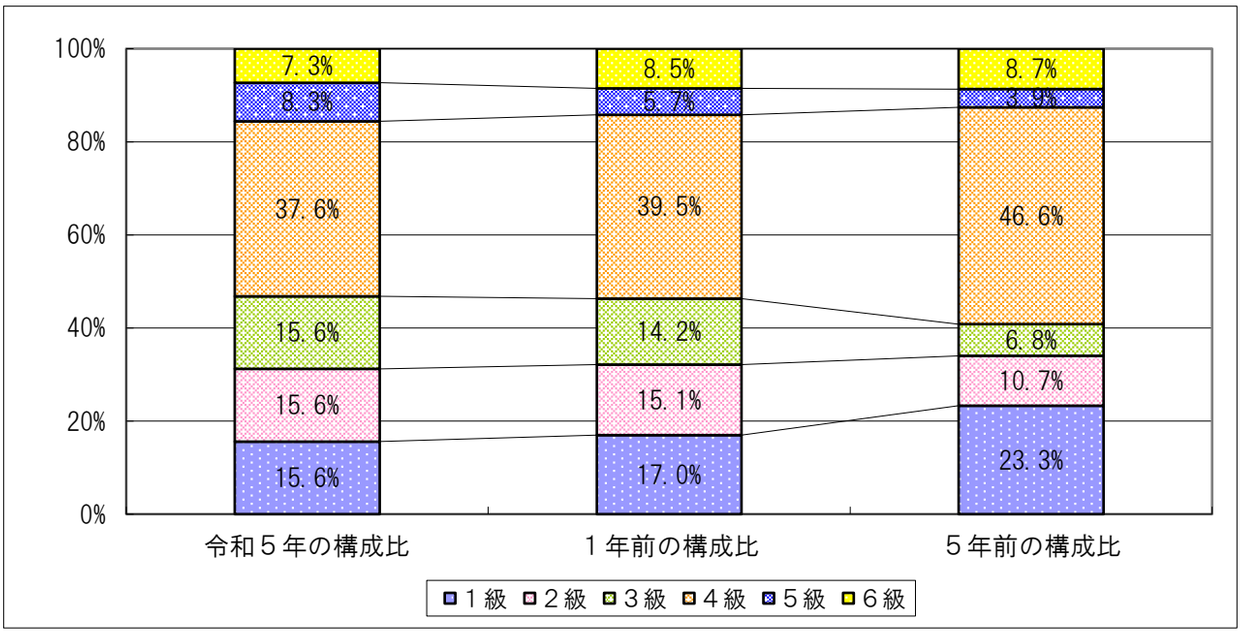

（注）平成18年に８級制から６級制に変更しています。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合しました）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和５年４月1日現在）

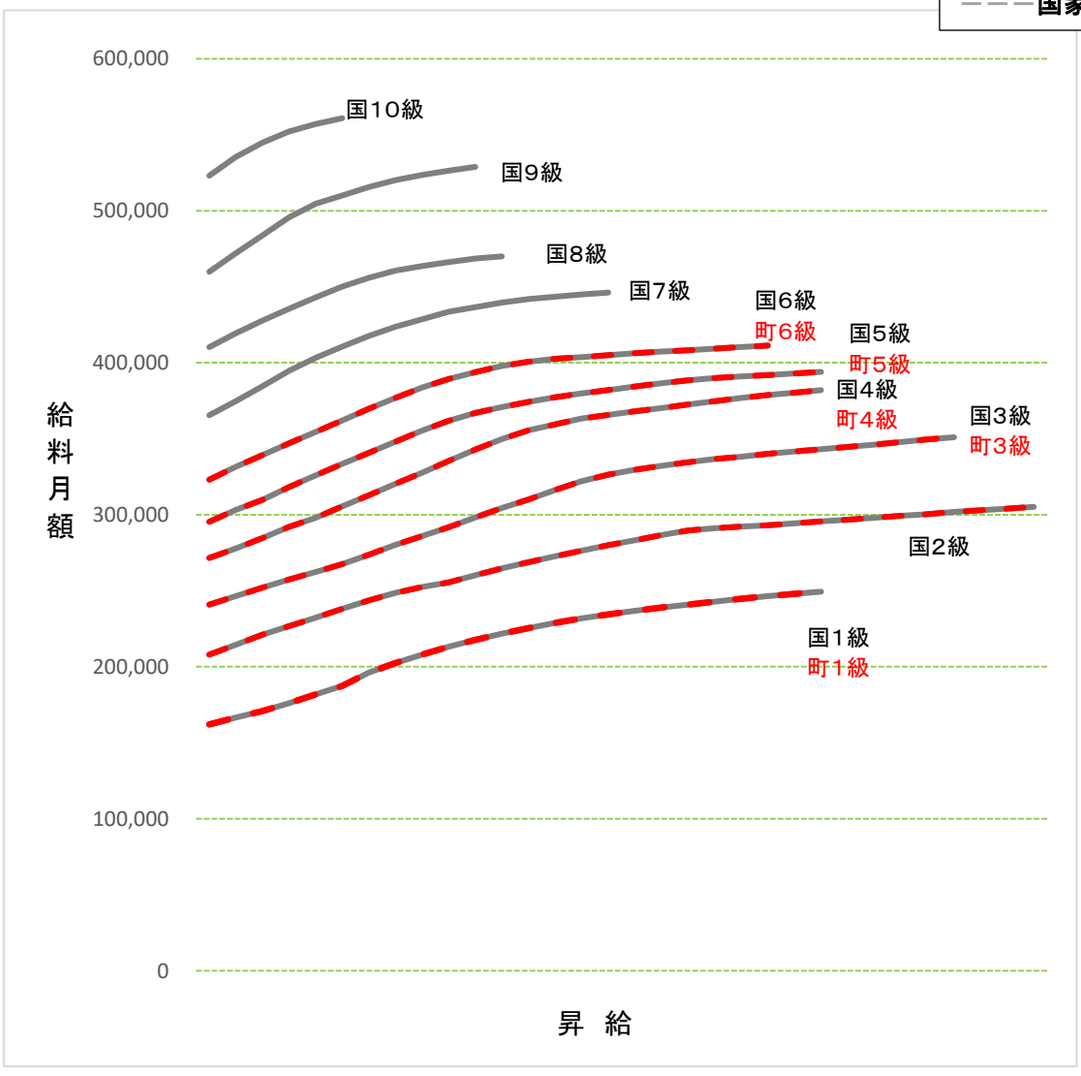

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（飯綱町）

令和5年年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分		○		○
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯綱町	長野県	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,468　千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,666　千円	―
(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.4　月分　2　月分 (　1.35　)月分 (　0.95　)月分	(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.4　月分　2　月分 (　1.35　)月分 (　0.95　)月分	(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.4　月分　2　月分 (　1.35　)月分 (　0.95　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20% 管理職加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

飯綱町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額　11,085千円					

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

令和5年度から支給開始

支給実績(4年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			0　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(4年度決算)	673 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	29,261 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	18.1 %
手当の種類(手当数)	18

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている区域において処理作業に従事した職員	感染症病原体の処理作業	—	日額1,000円
野犬処理手当	野犬処理に従事する職員	野犬、不要犬の捕獲等	—	日額600円
除雪車運転手当	除雪車運転職員	除雪作業	1 千円	日額500円
夜間特殊業務手当	夜間作業に従事した職員	深夜の道路維持修繕等	68 千円	1回につき1,000円
用地交渉手当	用地交渉に従事した職員	道路用地取得など	—	日額500円
特殊運転業務手当	マイクロバス運転職員	専ら人を運搬するための運転	29 千円	日額限度額1,000円
	町外で乗用車を運転した職員	専ら人を運搬するため町外において1日100km以上の運転	—	日額限度額3,000円
特殊現場作業手当	工事・災害現場の作業に従事した職員	工事・災害現場等で著しく危険な場所での作業	—	日額300円
滞納整理手当	税務・水道職員	町税等納期限後において徴収をする業務	0 千円	日額500円
医療業務手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	手術その他の治療業務に従事	—	月額60,000円から440,000円
放射線取扱手当	放射線技師	放射線物質を取り扱う業務	—	月額5,000円
病理細菌検査手当	検査技師	人体に危険な細菌等の試験検査の作業に従事	—	月額5,000円
有害物取扱手当	技師	有毒ガスや有害な薬品を取り扱う作業に従事	—	月額5,000円
看護業務手当	病院及び訪問看護ステーションに勤務する看護師・保健師・准看護師	看護業務又は保健指導業務	213 千円	月額3,000円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師・准看護師	深夜の看護業務	—	1回につき3,200円
理学療法士、作業療法士及び臨床工学士業務手当	病院に勤務する理学療法士、作業療法士及び臨床工学士	各々の業務	—	月額5,000円
獣医師手当	家畜診療所勤務職員	獣医師の業務	—	月額25,000円
救急勤務医手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	救急医療業務	—	1回につき10,000円
待機手当	消防・上下水道・病院・訪問看護ステーション等勤務職員	緊急呼出し待機業務	362 千円	1回につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	20,592 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	245 千円
支給実績（3年度決算）	27,176 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	219 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 父母　6,500円	同		14,349 千円	256,234 円
住居手当	借家・借間について家賃を支払っている場合（16,000円を控除した額又は27,000円控除後の額×2分の1＋11,000円） 上限28,000円	同		8,644 千円	298,073 円
通勤手当	・通勤のため、交通機関等の利用を常例とする場合（徒歩での距離が2km以上で55千円以下は運賃相当額） ・徒歩での距離が2km以上で自動車等の使用を常例とする場合（4,000円～13,800円）	異	（自動車等の使用距離区分について異なる）	11,323 千円	82,049 円
管理職手当	職により定額 27,000円～60,000円	同		8,856 千円	492,006 円
休日勤務手当	週休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日等に勤務を命令された場合は、100分の135～100分の160を乗じて得た額	同		― 千円	― 円
宿日直手当	一般宿日直 4,400円	同		528 千円	5,387 円

５　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	町長	679,000 円 （ 円）	883,000 円／	504,000 円
	副町長	561,000 円 （ 円）	703,000 円／	407,000 円
報酬	議長	269,000 円 （ 円）	331,000 円／	252,000 円
	副議長	196,000 円 （ 円）	262,000 円／	196,000 円
	議員	174,000 円 （ 円）	240,000 円／	174,000 円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（5年度支給割合） 3.40 月分	40%加算	
	議長 副議長 議員	（5年度支給割合） 3.40 月分	40%加算	
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市区町村長	退職時給料月額×在職月数×42.5/100	13,851,600	任期毎
	副市町村長	退職時給料月額×在職月数×25.4/100	6,839,712	任期毎
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 / 部門			職員数 令和4	職員数 令和5	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	30	31	1	人事異動による減
		税務	7	7	0	
		民生	34	35	1	人事異動による増
		衛生	12	10	▲ 2	人事異動による増
		労働			0	
		農林水産	11	13	2	
		商工	3	3	0	
		土木	8	8	0	
		計	107	109	2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　103.50　人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　105.38　人）
	教育部門		17	18	1	退職、人事異動による減
	消防部門				0	
	小計		124	127	3	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　120.56　人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　125.39　人）
公営企業会計等部門	病院		112	109	▲ 3	退職、人事異動による減
	水道		4	4	0	
	下水道		3	2	▲ 1	
	その他		12	11	▲ 1	
	小計		131	126	▲ 5	
合計			255 [　345　]	253 [　345　]	▲ 2 [　0　]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　240.17　人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。

２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）

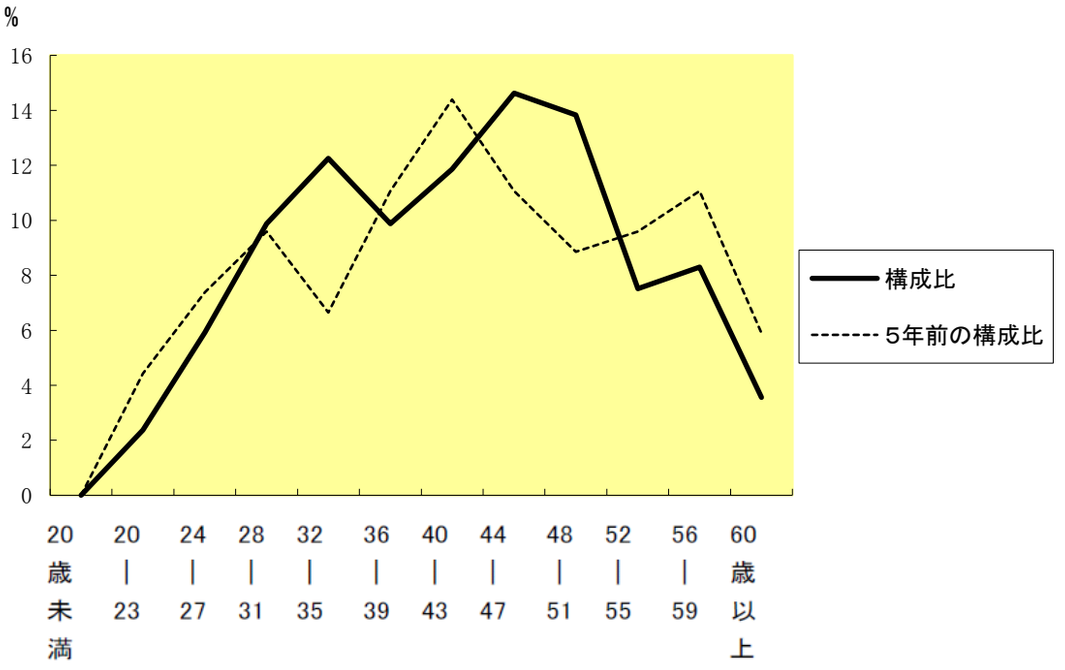

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳～以上	計
職員数	人 0	人 6	人 15	人 25	人 31	人 25	人 30	人 37	人 35	人 19	人 21	人 9	人 253

(3)職員数の推移

区分／部門		H30	H31	R2	R3	R4	R5	過去5年間の増減数（率）
普通会計部門	一般行政	108	104	104	107	107	109	1　(0.93) %
	教育部門	26	23	20	17	17	18	▲ 8　(▲ 30.77) %
	消防部門							
	小　計	134	127	124	124	124	127	▲ 7　(▲ 5.22) %
公営企業会計		137	133	137	133	131	126	▲ 11　(▲ 8.03) %
総合計		271	260	261	257	255	253	▲ 18　(▲ 6.64) %

（注）1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1)病院事業

①職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総　費　用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 3年度　B/A
4年度	千円 2,232,354	千円 38,150	千円 1,026,864	% 46.00	% 47.36

(注)　資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
4年度	人 112	千円 483,924	千円 171,151	千円 154,781	千円 809,856

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 7,231	千円 7,159

(注)　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は、令和４年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））
　　会計年度任用職員を含まない。
　　3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、
　　会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ　特記事項

なし

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
飯綱町	41.7　歳	308,059　円	602,571　円
団体平均	43.1　歳	329,692　円	591,002　円
事業者	歳	円	－　円

(注)1　平均月収額には、期末･勤勉手当等を含む。
　　2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

飯綱町	団体平均
1人当たり平均支給額(4年度) 1,382　千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,414　千円
(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.4　月分　2　月分 (　1.35　)月分(　0.95　)月分 ※R3人勧引下げ分(0.15月)はR4年度で調整	(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 月分　月分 (　)月分(　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和５年４月１日現在）

飯綱町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	6,832千円		1人当たり平均支給額	4,508千円	

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当（令和５年４月１日現在）

令和5年度から支給開始

支給実績(4年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)

エ　特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績(4年度決算)	50,212 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	448,321 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	92.9 %
手当の種類(手当数)	18

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(3年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている区域において処理作業に従事した職員	感染症病原体の処理作業	1,758 千円	日額1,000円
野犬処理手当	野犬処理に従事する職員	野犬、不要犬の捕獲等	千円	日額600円
除雪車運転手当	除雪車運転職員	除雪作業	千円	日額500円
夜間特殊業務手当	夜間作業に従事した職員	深夜の道路維持修繕等	千円	1回につき1,000円
用地交渉手当	用地交渉に従事した職員	道路用地取得など	千円	日額500円
特殊運転業務手当	マイクロバス運転職員	専ら人を運搬するための運転	千円	日額限度額1,000円
	町外で乗用車を運転した職員	専ら人を運搬するため町外において1日100km以上の運転	千円	日額限度額3,000円
特殊現場作業手当	工事・災害現場の作業に従事した職員	工事・災害現場等で著しく危険な場所での作業	千円	日額300円
滞納整理手当	税務・水道職員	町税等納期限後において徴収をする業務	千円	日額500円
医療業務手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	手術その他の治療業務に従事	29,861 千円	月額60,000円から440,000円
放射線取扱手当	放射線技師	放射線物質を取り扱う業務	215 千円	月額5,000円
病理細菌検査手当	検査技師	人体に危険な細菌等の試験検査の作業に従事	238 千円	月額5,000円
有害物取扱手当	技師・薬剤師	有毒ガスや有害な薬品を取り扱う作業に従事	68 千円	月額5,000円
看護業務手当	病院及び訪問看護ステーションに勤務する看護師・保健師・准看護師	看護業務又は保健指導業務	2,132 千円	月額3,000円

夜間看護手当	病院に勤務する看護師・准看護師	深夜の看護業務	6,581 千円	1回につき3,200円
理学療法士、作業療法士及び臨床工学士業務手当	病院に勤務する理学療法士、作業療法士及び臨床工学士	各々の業務	761 千円	月額5,000円
獣医師手当	家畜診療所勤務職員	獣医師の業務	千円	月額25,000円
救急勤務医手当	病院に勤務する医師又は歯科医師	救急医療業務	2,545 千円	1回につき10,000円
待機手当	消防・上下水道・病院・訪問看護ステーション等勤務職員	緊急呼出し待機業務	365 千円	1回につき500円

オ　時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	33,497 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	299 千円
支給実績（3年度決算）	32,643 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	291 千円

カ　その他の手当（令和５年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	配偶者　6,500円 子　10,000円 父母　6,500円	同		12,550 千円	251,000 円
住居手当	借家・借間について家賃を支払っている場合（16,000円を控除した額又は27,000円控除後の額×2分の1＋11,000円） 上限28,000円	同		6,224 千円	214,621 円
通勤手当	・通勤のため、交通機関等の利用を常例とする場合（徒歩での距離が2km以上で55千円以下は運賃相当額） ・徒歩での距離が2km以上で自動車等の使用を常例とする場合（4,000円～13,800円）	異	（自動車等の使用距離区分について異なる）	14,598 千円	143,118 円
管理職手当	その職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額の100分の10を超えない範囲内	異		7,665 千円	638,750 円
休日勤務手当	週休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日等に勤務を命令された場合は、100分の135～100分の160を乗じて得た額	同		3,160 千円	117,037 円
宿日直手当	一般宿日直　4,400円	同		10,411 千円	416,440 円